

3面からのつづき【健康・福祉】

特別養護老人ホームの新規開設施設

すでに入所申込みをされている方で新規開設施設へ変更を希望される方は、お住まいの地域の総合支所保健福祉課で変更手続き(電話または窓口)が必要です。

新規施設書類発送日/6月22日

開設前初回変更受付期限/7月10日 ※変更受付期限後も随時変更は可能(11月30日まで)。

●令和8年度(2026年度)入所開始新規施設

Table with 3 columns: 開設時期, 所在地, 定員. Row 1: 10月, 大蔵3-4, 100人

他新規で申請する場合は、希望調査書を随時受け付けています。詳しくは、お問い合わせください。

問 総合支所保健福祉課(世田谷 ☎5432-2854 FAX 5432-3049、北沢 ☎6804-8701 FAX 6804-8813、玉川 ☎3702-1894 FAX 5707-2661、砧 ☎3482-8193 FAX 3482-1796、烏山 ☎3326-6114 FAX 3326-6154)

失語症会話パートナー養成講座

対 区内在住で全5回の講習に参加でき、修了後ボランティア活動ができる方

日 説明会=7月16日(木)午後2時~4時、講座=8~12月の第3木曜午後1時30分~4時 場 保健医療福祉総合プラザ

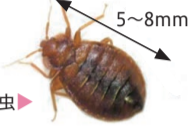
申 問へ電話・FAX(記入例3面) 6月16日から先着15人

問 保健センター専門相談課 ☎6265-7546 FAX 6265-7549

トコジラミにご注意ください

トコジラミは、夜になると寝具の隙間などから出てきて、人の血を吸い、強いかゆみを引き起こします。一般的な殺虫剤が効きにくく、駆除が難しい害虫です。宿泊先などで衣類や荷物の隙間に付着し、自宅に持ち込んでしまうことがあります。宿泊先では、寝具などに黒ゴマのような血の跡がないかを確認し、帰宅後は荷物などに虫や卵が付着していないかを確認してください。

問 世田谷保健所生活保健課 ☎5432-2903 FAX 5432-3054 区HPQ 744 トコジラミの成虫 ▶



寄生虫アニサキスによる食中毒が多発しています

サバ、サケ、イカ等の刺身やしめさばを食べた後、激しい腹痛等をおこすアニサキス食中毒が毎年多発しています。アニサキスは体長2~3センチの糸状で、魚介類に寄生しています。食酢や醤油、わさびでは死滅しないので注意が必要です。目視での確認による除去、60℃で1分以上の加熱またはマイナス20℃で24時間以上の冷凍等で予防できます。

区公式YouTubeチャンネルで動画配信中 「知りたい! アニサキスによる食中毒」 区HPQ 3186

問 世田谷保健所生活保健課 ☎5432-2911 FAX 5432-3054

発行しました せたがや生涯現役ネットワーク活動団体ガイドブック 「生涯現役」を共通テーマとし、約70の地域活動団体の活動内容を紹介しています。シニアの地域活動に参加しませんか。配布場所/出張所、まごセンター、図書館等 せたがや生涯現役ネットワークのホームページからもご覧になれます ▶ 問 市民活動推進課 ☎6304-3176 FAX 6304-3597

暮らし 暮らし 環境 住まい 街づくり

ペットボトルに注射針を入れないでください

在宅医療での使用済み注射針をペットボトルの中に入れて出すと、地域の皆さんや資源・ごみの収集職員、工場での処理を行う作業員等の針刺し事故につながり、大変危険です。針ケースを装着してプラスチック等の容器に密封したものや、未使用のものであっても区では回収できません。処理は、かかりつけの医師や購入薬局に依頼してください。

問 清掃・リサイクル推進課

☎6304-3267 FAX 6304-3341



不適切な排出例(工場で見つかった注射針が入ったペットボトル)▶

家賃補助の対象住宅への入居者を募集しています(ひとり親世帯向け)

18歳未満の子どもを養育するひとり親世帯の方が、区内の民間賃貸住宅(対象住宅に限る)に転居される場合に、区が賃貸人(家主等)に家賃の一部を補助し、入居者の家賃負担を軽減します。

主な要件(入居者)

- 区内に1年以上在住している
●入居世帯員全員の所得を合算した金額が月額21万4千円(18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の場合は月額25万9千円)以下
●住宅扶助費(生活保護制度)や住居確保給付金(生活困窮者自立支援制度)等を受給していない ほか

入居者募集中の住宅(2戸 ※先着順。)/経堂4丁目・1LDK(39.99平方㍍)、北烏山2丁目・2K(40.63平方㍍) 補助額(上限)/月額4万円 補助期間/最長10年間 今後の入居者の募集(予定)/9月15日、11月15日 ※このほか、新たな募集対象住宅が出た場合、区HP1で募集を行う場合あり。

他条件や応募方法等詳しくは、区HP1をご覧ください。対象住宅へ転居されるひとり親世帯の方が未就学児を養育して

いる場合、「ずっと、世田谷。」子育て・若者夫婦世帯住み替え応援事業(せたがやPay10万ポイントの交付)区HP2の対象となる場合があります。

問 補助金受付窓口 ☎5539-5345 FAX 5432-3039 1 区HPQ 3722 2 区HPQ 31164

住まいサポートセンターをご利用ください

1 お部屋探しサポート

内容/区と協定を結んだ不動産店団体の協力のもと、民間賃貸住宅の空き室情報を提供

対 高齢者のみの世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、LGBTQの方、外国人の方がいる世帯、ぷらっ

とホーム世田谷利用世帯

日・場 居住支援課(毎週木曜)、総合支所区民相談室(北沢=第3・4火曜、玉川=第1・2火曜、砧=第1・3金曜、烏山=第2・4金曜)いずれも午後1時~4時のうち1時間 ※予約優先。

2 保証会社紹介制度

内容/区と協定を結んだ保証会社を紹介し、民間賃貸住宅への入居を支援

対 高齢者のみの世帯、障害者世帯、ひとり親世帯

共通事項 問 住まいサポートセンター ☎6379-1420 FAX 6379-4233

相談してみませんか 住まいの専門家による相談 相談種別・内容 日程 一級建築士による「住宅まちづくり総合相談」 住宅の建築やまちづくり、耐震、リフォーム、バリアフリー、敷地、境界線等の相談 ①第2月曜②第1水曜 ③第2・4木曜④第1・3金曜 ⑤第2・4火曜⑥第4月曜 ⑦第1月曜 宅地建物取引士による「不動産相談」 借地、借家、不動産契約取引全般 ①第1月曜②第2・4水曜 ③第3木曜④第4金曜 ⑤第1火曜⑥第4月曜 一級建築士、マンション管理士による「マンション相談」 維持管理、大規模修繕、管理組合の運営等の相談 ⑥第4月曜 弁護士による「住まいの法律相談」 住宅の建築、敷地、不動産取引等住まいに関する法律相談 ②第1火曜⑥第4月曜 司法書士による「登記相談」 不動産名義変更や所有権移転等の相談 ②第3水曜⑥第4月曜 土地家屋調査士による「土地家屋調査士相談」 不動産の表示登記に関する相談、土地、建物の測量、調査等の相談 ⑥第4月曜 時間/午後1時30分~3時30分(⑦は午後6時30分~8時30分) 場 ①世田谷総合支所②北沢総合支所③玉川総合支所④砧総合支所⑤烏山総合支所⑥⑦三茶しやれなあどホール 他いずれも30分間(無料、予約優先)。交渉、仲介、あっせんは行いません。 問 住まいサポートセンター ☎6379-1420 FAX 6379-4233